被処分者	認　定　証　番　号	徳島県公安委員会　　第３９３号
	自動車運転代行業 名　称　又　は　記　号	みどり代行
	主たる営業所が所在する 市　町　村　地　区	板野郡藍住町
処　分　年　月　日		令和８年１０月９日
処　分　内　容		指示処分
処　分　理　由		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第１２条に規定する損害賠償措置義務について、措置を講じていない期間があったため。
根　拠　法　令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第２２条第２項
処分を行った都道府県		徳島県